

有料職業紹介事業 基本契約書

本書は職業安定法に基づく有料紹介事業に関する契約書として、

〇〇〇〇（以下「甲」という）と有限会社光洋企業（以下「乙」という）との間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条 「乙」が「甲」より受け取る手数料として、求人受付手数料、一次審査（書類審査等）手数料、面接（必要に応じて実施）料、インターネット上求人広告料は無料とし、「乙」の紹介した求職者を「甲」が採用した場合のみ、「乙」はその介添えの有無にかかわらず、「甲」から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 「乙」が「甲」に紹介した採用決定者（求職者）の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残業代を含む）の紹介手数料率をご紹介手数料（別途消費税）とする。紹介手数料率は採用決定者の能力に応じ決定されるものとするが、20%を基準とする。「甲」はその紹介手数料全額を「乙」の指定した方法（銀行振込）にて、採用決定者入社月の月末までに支払わなければならない。

第3条 「乙」の採用した採用決定者（求職者）が一身上の都合により6か月以内に退職した場合には、「乙」は「甲」に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）退職日より14日以内に、返還しなければならない。

- | | |
|----------------|-----------|
| ● 1か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の80% |
| ● 2か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の50% |
| ● 3か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の30% |
| ● 4か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の20% |
| ● 5か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の20% |
| ● 6か月以内で退職した場合 | 紹介手数料の10% |

但し「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 本契約書は2部作成し、「甲」と「乙」が1部ずつ保有する。契約締結日より1年間を有効期間とするが双方に異議がなければ更新できる。また、本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は「甲」と「乙」が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。

令和 年 月 日

甲：

乙：